

2024年11月15日更新

公益社団法人日本看護協会
看護研修学校 総務管理部教務課

【参考資料】

日本看護協会 特定行為研修
実習協力施設の要件について



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会



【はじめに】

日本看護協会 特定行為研修では、原則所属施設もしくは研修生が実習受入れの承諾を得た施設で実習を行っていただきます。実習を行うためには、厚生労働大臣（窓口：関東信越厚生局）へ申請をする必要があります。そのための要件について本資料にて説明いたします
（申請書類の提出は本会でとりまとめて行います）。

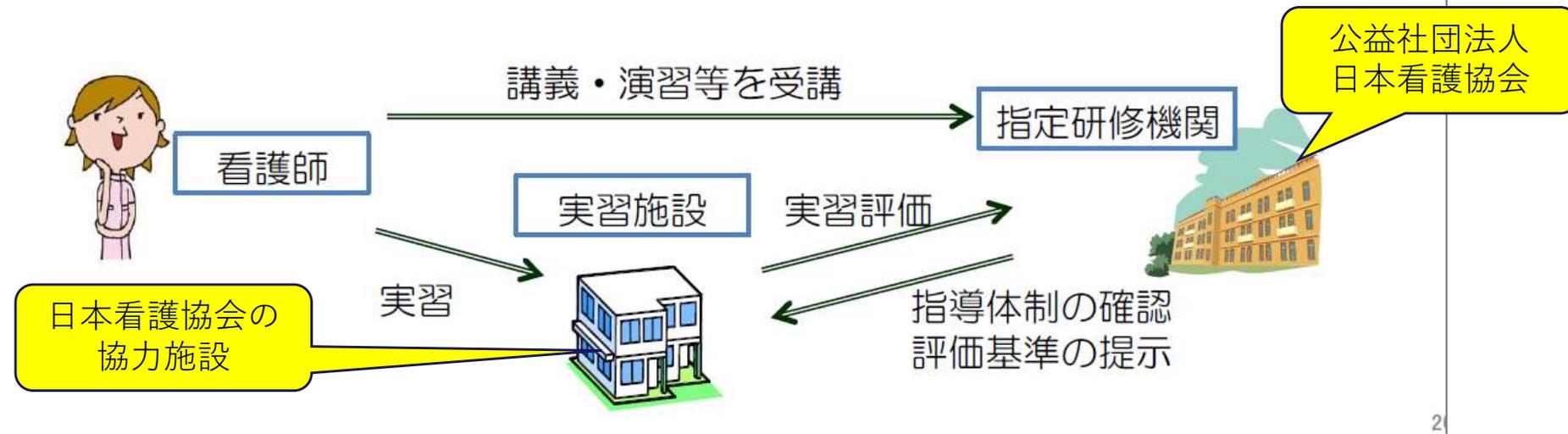
※用語について

- 「**指定研修機関**」とは、厚生労働省に申請をして承認を受け特定行為研修を実施する機関です。
- 「**指定研修機関の協力施設**」とは、受講する指定研修機関において実習を行う施設（ご自身の所属施設も含みます）のことで、厚生局への申請が必要です。



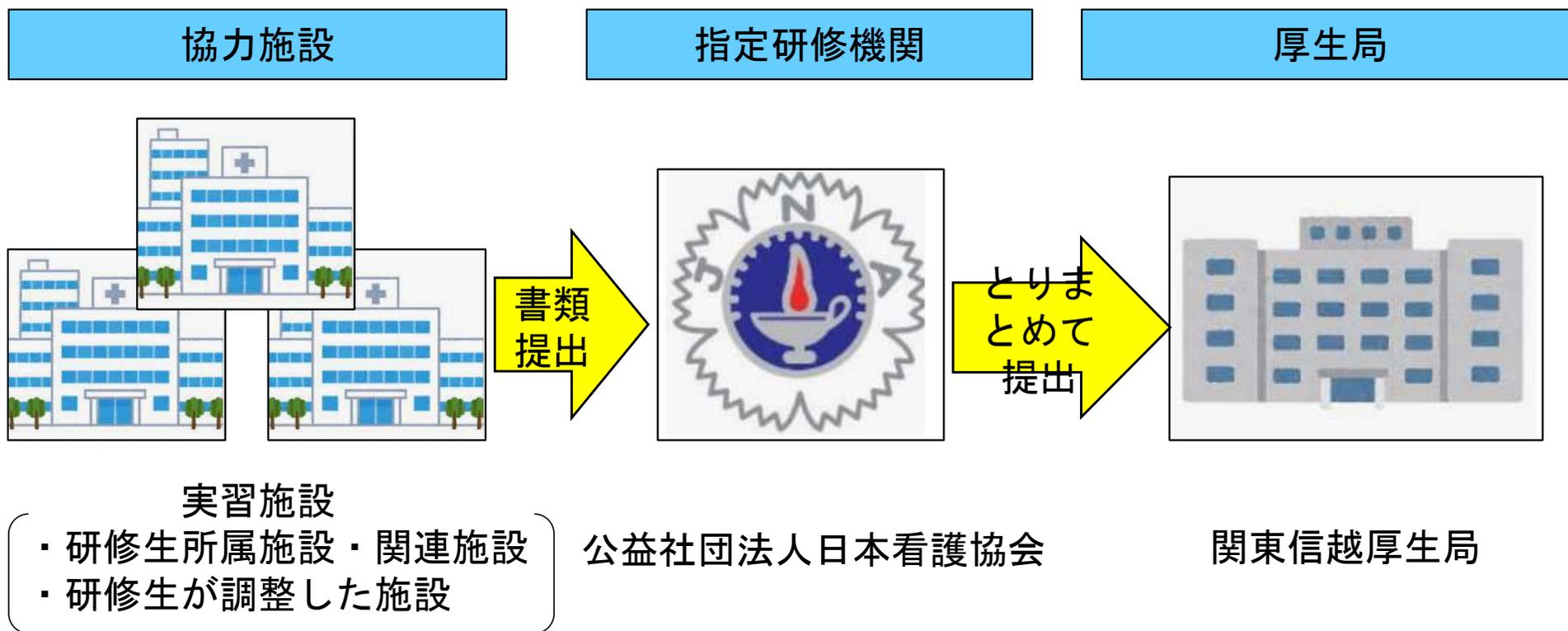
看護師の特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、**協力施設**と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、**受講者の所属する医療機関等(協力施設)**で受けることを可能としている





【申請手続きの流れ】





【協力施設の主な要件】

- ☑ 実習指導者（最低1名医師を含む）を確保できること
- ☑ 特定行為研修の実施責任者が配置されていること
- ☑ 緊急時の対応体制があること
- ☑ 実習に係る医療安全管理体制があること
- ☑ 実習に係る患者への同意説明、相談対応体制があること
- ☑ 実習期間中、特定行為1行為につき5症例以上経験できること

これらの要件を満たすことを示す申請書類を
指定研修機関経由で厚生局に提出し、協力施設となる



指導者（医師）の要件

7年以上の臨床経験を有し、以下①～③いずれかを満たすこと

① 「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を受講している

② 「医師臨床研修指導歴」がある

③ 「担当分野に関する医学生への指導歴」がある

※ ②、③の指導歴が1～4年未満の場合、指導にあたった延べ日数を尋ねられます。

※ 指導者は非常勤の医師でも実習指導者となることできる



指導者（看護師）の要件

以下①～③いずれかを満たすこと

①特定行為研修を修了した者

②認定看護師または専門看護師であること

③大学等における教授経験を有すること